高 須 台 町 内 会 顕 彰 規 程〔内規〕

1. 高須台町内会に加入している会員の中で顕彰に値すると判断される事態が発生した場合は、町内会においてこれを行う

2. 判断の基準は、対象とされる行為、技量のほか、品格・風評等を総合的に斟酌して真に高須台町内会として、顕彰に値するか否かで決定することとし、その対象は次のとおりとする

・スポーツ（原則として県代表以上の地位で出場する場合）
・芸能
・その他

3. 顕彰の方法は、金銭の支出、物品の贈呈、横断幕掲示のいずれかとし、金銭・物品の上限は概ね，個人の場合は一人5千円，団体の場合は3万円を目安とする
なお、横断幕には高須台町内会の文字を表示する

4. 発議は、副会長の推薦及び本人の申請に基づくこととし可否の審議、決定は副会長会の決議において行う

5. 顕彰者には、出場結果の報告を提出させる

以上

附則
この改定規程は、2023年4月1日から実施する。